

本店・支店の所在地の変更

☆ 新しい事務所所在地が 京都市内の場合 全日事務局へ提出
京都市外の場合 各管轄の土木事務所へ提出

※宅建業者の提出書類

提出部数 正本1部 副本2部 の合計3部です

提出用紙	様式	添付書類
宅地建物取引業者 名簿登載事項変更届出書	第3号の4 (第一面) (第三面)	法人の場合:登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
免許証書換え交付申請書	第3号の2	宅地建物取引業免許証
事務所付近の地図		住宅地図のコピー可
事務所の写真		・外部(建物全体・建物入口・事務所入口) ・内部(死角ができないように対角で2枚) ・業者票(新所在地で)(令和7年4月1日より新様式) ・報酬額表(令和6年7月1日施行のもの)
事務所平面図		・北方向と「○階建の○階部分」を記入 ・建物の中の事務所の位置がわかるフロア全体の 間取り図と、事務所内部の机等の配置を記入
事務所を使用する権原 に関する書面	添付書類(7)	

※全日への提出書類

提出用紙	様式	添付書類
変更届		様式第3号の4 および事務所の写真の写し 法人の場合:登記簿謄本(履歴事項証明書)の写し
業者票申込書		必要な場合のみ(別途料金がかかります)

(公社)全日本不動産協会京都府本部 事務局
京都市中京区柳馬場通三条下ル槌屋町98-2
TEL:075-251-1177